

【参考：5月28日全国農業委員会会長大会特別決議】

## 農地制度改革に伴う農業委員会組織の 体制整備に関する特別要請

国際的な食料需給が逼迫の度を高めるなかで、わが国の食料自給力を強化するため、農地制度改革が予定されています。改革のポイントは、農地転用規制を強化する一方で、農地の利用者を拡大するため、農地の権利取得の入り口規制を緩和し、農用地の確保と利用の促進を図ろうとするものです。

今回の制度改革の中では、農業委員会組織の担う役割と責任が質量ともに増大することとなっています。

こうした新農地制度を農業・農村現場に定着させるためには、農用地の所有者・利用者、農用地の利用を求める農外関係者など、広く国民の理解促進に向けた普及浸透が不可欠であります。

また、新農地制度が透明性、公正・公平性を確保し、国民の信頼を得て、適正かつ円滑な実施に移されるためには、現場で制度を担う農業委員会組織に対する財政支援と体制整備が極めて重要であります。

われわれ農業委員会組織は「農地の番人」として、改めて意識改革に努めつつ、その役割と責任を深く受け止め、農用地の確保と有効利用に向けた取り組みを強化していくこととしております。

よって、国、都道府県、市町村においては、新たな農地制度とそれに果たす農業委員会の役割の重要性をご理解いただき、強力な支援および協力をお願い申し上げます。